

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年 2 月24日
【会社名】	マルカキカイ株式会社
【英訳名】	MARUKA MACHINERY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹下 敏章
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市五日市緑町 2 番28号
【電話番号】	0 7 2 (6 2 5) 6 5 5 1 代表
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 飯田 邦彦
【最寄りの連絡場所】	大阪府茨木市五日市緑町 2 番28号
【電話番号】	0 7 2 (6 2 5) 6 5 5 1 代表
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 飯田 邦彦
【縦覧に供する場所】	マルカキカイ株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋兜町22番 6 号 (マルカ日甲ビル)) マルカキカイ株式会社中部支社 (名古屋市中区錦二丁目15番22号 (リそな名古屋ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年2月23日開催の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年2月23日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第5号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、本社機能と経営効率の向上を図るため、本店所在地を大阪府茨木市から大阪市に変更するものであります。

また、本変更の効力は、平成30年に開催される第71回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。この附則につきましては、本店移転の効力発生経過後、これを削除することとしたいと存じます。

第3号議案 取締役8名選任の件

釜江 信次、竹下 敏章、二橋 春久、真鍋 聡、難波 経久、飯田 邦彦、泉 信介、長崎 伸郎
を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

荻野 純一を監査役に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

仰星監査法人を会計監査人に選任するものであります。

< 株主提案（第6号議案及び第7号議案） >

第6号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金112円

第7号議案 自己株式の取得の件

本定時株主総会終結の時から1年以内に普通株式を、株式総数646,000株、取得価額の総額

1,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）を限度として、金銭の交付をもって取得するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対、棄権及び無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権・無効 (個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	46,475	9,683	3,308	(注)1	可決 (78.15%)
第2号議案	59,337	127	2	(注)2	可決 (99.78%)
第3号議案					
釜江 信次	58,965	499	2	(注)3	可決 (99.16%)
竹下 敏章	59,168	296	2		可決 (99.50%)
二橋 春久	59,235	229	2		可決 (99.61%)
真鍋 聡	59,242	222	2		可決 (99.62%)
難波 経久	59,241	223	2		可決 (99.62%)
飯田 邦彦	59,240	224	2		可決 (99.62%)
泉 信介	58,039	1,425	2		可決 (97.60%)
長崎 伸郎	58,639	825	2		可決 (98.61%)
第4号議案					
荻野 純一	59,084	380	2	(注)3	可決 (99.36%)
第5号議案	59,241	150	75	(注)1	可決 (99.62%)

<株主提案(第6号議案及び第7号議案)>

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権・無効 (個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第6号議案	9,614	46,537	3,315	(注)1	否決 (16.17%)
第7号議案	13,438	46,022	6	(注)1	否決 (22.60%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対、棄権及び無効に係る議決権数は加算しておりません。

以 上